

徳島県公安委員会規則第5号

組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則

(交番等の設置に関する規則の一部改正)

第1条 交番等の設置に関する規則(昭和47年徳島県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、検問所」を削る。

(徳島県公安委員会公印規則の一部改正)

第2条 徳島県公安委員会公印規則(平成15年徳島県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)一般公印の表保管責任者の欄中	「2 捜査第二課長 3 運転免許課長」	を	「2 許可事 3 捜査第 4 運転免
------------------------	------------------------	---	--------------------------

務指導室長

二課長 に改め、同表の1の(2)専用公印の表3号印の項、9号印の項、10号印の  
許課長 」

項及び12号印の項中「生活安全企画課長」を「許可事務指導室長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。